

堺市小児慢性特定疾病指定医育成研修実施要領

1 目的

小児慢性特定疾病医療意見書の作成のために必要な小児慢性特定疾病の診断及び治療に関する一般的な知識等を習得するための研修を実施する。

2 対象者

現在小児慢性特定疾病指定医の指定を受けておらず、これから指定医を申請する医師で、専門医資格を持たない医師

※他の小児慢性特定疾病医療費助成制度の実施主体が実施する指定医育成研修を修了した医師を除く。

3 研修実施方法

本研修は、eラーニング研修として、国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 小児慢性特定疾病情報室が運営する「小児慢性特定疾病指定医研修サイト」（以下、「研修サイト」という。）で実施する。

4 研修受講手順

- ①研修サイト（URL：<https://www.sdtweb.jp/>）にアクセスし、ユーザ登録を行う。
- ②必修である「小児慢性特定疾病対策の概要と医療費助成制度」及び、意見書の作成を予定している疾患群についての講義を受講する。
なお、1. 悪性新生物、2. 慢性腎疾患、5. 内分泌疾患を選択し、成長ホルモン治療を行う場合は、15. 成長ホルモン治療の講義もあわせて受講するとともに、そのテストを受講すること。
- ③受講後、研修サイト上で実施するテストに回答する。
- ④テスト合格後、出力可能となる修了証を印刷する。
- ⑤小児慢性特定疾病指定医指定申請書に修了証および他の必要書類を添付のうえ、指定申請を行う。

5 注意事項

本研修は本市の小児慢性特定疾病指定医の指定のためのものであり、原則他の自治体における小児慢性特定疾病指定医の申請には利用できません。他の自治体における指定医研修および指定医申請については当該自治体に問い合わせをしてください。

6 提出先・問合わせ先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 本館6階

堺市保健所 保健医療課 指定難病係

<電話> (072) 228-7582

<FAX> (072) 222-1406